

平成29年7月24日

( 請 求 人 ) 様

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊 貴 男

同 石 川 将 誠

相模原市職員措置請求について（通知）

平成29年7月7日付けの相模原市職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、次のとおり却下したので通知します。

1 請求の内容

相模原市は、平成29年夏頃に1,100万円もの貴重な税金を投じて青山火葬場候補地の地質調査を行うとしている。

しかし、青山熊ノ平地区は被災履歴のある危険地帯であるため、当該地区への火葬場調査、建設中止を強く求める。

以下主要6項目の危険性を指摘し、青山火葬場地質調査の執行停止を求める。

- (1) 県道桜沢橋付近からグラウンド周辺は土砂流失の危険地帯に指定されているが、評価書には安全対策費が算定されていない。
- (2) 評価書に避難路整備が算定されていない。進入路は行止まりの林道で保安林に指定されていることから、避難路整備は急峻な南沢水源付近しかできず、旧水源を破壊することとなる橋りょうを含む市道整備は困難である。

- ( 3 ) 評価書には、現在幅 3 メートルの林道を幅員 9 メートル、延長 4 0 0 メートルを超える進入路にするための工事費、砂防、橋りょう工事が算定されていない。また、砂礫層への造成工事は、急峻な林地開発となり莫大な砂防工事費となるが、その費用も算定されていない。
- ( 4 ) 当該候補地は伊勢原断層、鶴川断層間にあり山津波の危険性がある。災害履歴のある場所に公共施設は作らないという原則が無視されている。
- ( 5 ) 地下 1 1 7 メートル付近に津久井導水路が通っている。横浜、川崎など県民の飲料水に対する配慮がない他、周辺には人家もあり 3 0 0 メートル内には火葬場を作らないとした条例に違反することは明白である。
- ( 6 ) 地質は建設省による宮ヶ瀬ダム建設等で明らかであり、調査結果を入手することは可能であることから、当該候補地に係る地質調査費の執行は無駄使いであり不当行為にあたる。

## 2 却下した理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 2 4 2 条第 1 項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長、職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の管理を怠る事実等の防止・是正を目的とするものであり、その対象は「財務会計上の行為及び怠る事実」に限られている。

また、住民監査請求では、当該「財務会計上の行為及び怠る事実」の違法性又は不当性が具体的かつ客観的に示されていることや、当該「財務会計上の行為及び怠る事実」による普通地方公共団体における損害の発生が要件となっている。

本件請求において、請求人は、緑区青山の火葬場候補地について、主要 6 項目の危険性があると主張していることから、この 6 項目が住民監査請求の要件を具備しているかについて検討する。

請求人は、1 の ( 1 )、( 2 ) 及び ( 3 ) で、火葬場整備の候補地の選定においては、市が実施した新たな火葬場整備に係る説明会の資料である「評価比較表」を見ると、避難路整備、進入路に係る拡幅、砂防、橋りょう工事等の安全対策費が算定されていない旨を主張している。

次に、1 の ( 4 ) 及び ( 5 ) では、断層間にある当該候補地の山津波の危険性、地下の津久井導水路の存在や、条例(相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 1 4 年条例第 4 9 号))に違反していること等について主張してい

る。

しかしながら、これらの主張は、いずれも火葬場整備の候補地の選定という非財務会計行為についての不当性を主張しているに過ぎず、対象を財務会計上の行為及び怠る事実限定している住民監査請求の要件を満たしているとは言えない。

また、請求人は1の(6)において、地質は建設省による宮ヶ瀬ダム建設等で明らかであり、調査結果を入手することは可能であることをもって、当該候補地に係る地質調査費の執行が不当である旨を主張し、事実証明書として、宮ヶ瀬ダム建設時に貯水池周辺対策として施工された鳥居原地下連続壁に関する内容が掲載された書面や、津久井導水路の位置を示す地図等が添付されている。

ところで、住民監査請求をする際に事実証明書を添付する趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止しようとするところにあるから、事実証明書については、当該行為が違法等であることを証明するに足りる証拠である必要はなく、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面であれば足りると解されている(大阪高裁平成17年5月12日判決)。

そこで、これを本件請求についてみると、添付された事実証明書(補正により提出されたものを含む。)では、建設省による当該候補地の地質調査についてその事実を疎明しているとは言えず、当該候補地に係る地質調査費の執行について、請求人が主張する不当性や市に損害が生じるおそれがあるとの合理的な理由を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。

以上のことから、本件請求は法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。

以 上